る情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）をもつてするものとされているものであつて、裁判所又は裁判官に対してするもの（当該裁判所の裁判長若しくは受命裁判官又は受託裁判官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第六条の五を除き、以下同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して当該書面等に記載すべき事項を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録する方法により行うことができる。

2　前項の方法によりされた申立て等（次項において「電子情報処理組織を使用する申立て等」という。）については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該法令その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3　電子情報処理組織を使用する申立て等は、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る事項がファイルに記録された時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

（電子情報処理組織による申立て等の特例）

第六条の三　次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事件の申立て等をするときは、前条第一項の方法により、これを行わなければならない。ただし、口頭でするときは、この限りでない。

一　第三条の二の規定により本人を補佐する弁護士　当該本人を補佐する事件

二　第五条第四項（第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により代理人に選任された弁護士　当該代理人に選任された事件

2　前項の規定は、同項各号に掲げる者が裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができない場合には、適用しない。

（書面等による申立て等）

第六条の四　申立て等が書面等により行われたとき（前条第一項の規定に違反して行われたときを除く。）は、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

（書面等に記録された事項のファイルへの記録等）

第六条の五　裁判所書記官は、前条の申立て等に係る書面等のほか、制裁を科する裁判に関する手続においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

第七条第三項を次のように改める。

3　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六十二条第二項、第六十四条（第一項各号を除く。）、第七十条第一項本文、第七十一条、第七十二条、第七十三条第一項前段及び第三項、第七十四条、第百二十六条並びに第百二十七条の規定は、収容状について準用する。この場合において、これらの規定中「被告人」とあるのは、「制裁を科する裁判を受けた者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十四条第一項	氏名及び住居、罪名、公訴事実の要旨、引致すべき場所又は勾留すべき刑事施設、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項並びにその他裁判所の規則で定める事項
第六十四条第二項及び第七十三条第一項第二号	裁判長又は受命裁判官	裁判官	氏名、住居、年齢、監置の期間その他収容に必要な事項
第七十条第一項	検察官	裁判官	裁判官
第七十二条第一項	裁判長	裁判官	裁判官
第七十三条第三項	ついて第一項各号又は前項各号	ついて第一項各号	ついて第一項各号
	前二項	同項前段	同項前段
	公訴事実の要旨及び令状	収容状	収容状
	、第一項各号又は前項各号	、同項各号	、同項各号

別表を削る。

（逃亡犯罪人引渡法の一部改正）

第十一条　逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「一に」を「いずれかに」に、「又は」を「（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）又は」に、「書面」を「書面若しくは電磁的記録」に、「を添附し」を「（電磁的記録を含む。第十条第四項を除き、以下同じ。）を添えて」に改め、同条第一号中「行なわれた」を「行われた」に改め、同条第二号中「行なわれた」を「行われた」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四条第一項中「引渡しの請求に関する書面の」を削り、「一に」を「いずれかに」に改める。

第五条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「、有効期間及びその期間経過後は拘束に着手することができず拘禁許可状は返還しなければならない旨並びに」を「及び」に、「を記載し、裁判官が記名押印しなければ」を「のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載し、又は記録しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　拘禁許可状が書面による場合　有効期間及びその期間経過後は拘束に着手することができず拘禁許可状を返還しなければならない旨

二　拘禁許可状が電磁的記録による場合　有効期間及びその期間経過後は拘束に着手することができず東京高等検察庁の検察官（次条第一項の規定により同項に規定する検察事務官等に拘禁許可状による拘束をさせる場合にあつては、東京高等検察庁の検察官及び当該検察事務官等）の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から拘禁許可状を消去することその他の最高裁判所規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとつた旨を記録した電磁的記録を東京高等裁判所の裁判官に提出しなければならない旨

第五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　拘禁許可状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第五条に次の一項を加える。

5　拘禁許可状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、東京高等裁判所の裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　拘禁許可状が書面による場合　記名押印すること。

二　拘禁許可状が電磁的記録による場合　最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置（拘禁許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。